

都田公園特記仕様書

1 概要

所在地	都筑区二の丸14	
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>昭和58年8月5日に公開され、水道局の港北配水池敷地内の地上部を占有している公園であり、水道局用地と公園がフェンスで仕切られた形状となっています。そのため安全衛生上、利用面で夜間閉鎖・ペット入園禁止、自転車の乗り入れ禁止等の様々な制約があります。また、植栽構成も貯水槽上の盛土地盤であるため、土層厚の制約から低木中心となっており、高木は貯水槽のない敷地外周に限って植栽されています。</p> <p>スポーツ施設の少ない都筑区内において重要なスポーツ利用空間であり、一般市民からサッカーチームまで様々な利用者に頻繁に利用されています。しかしながら周辺住民からは飛球や路上駐車に対する苦情が発生しています。</p> <p>多摩丘陵の丘陵面の高台に位置しているため風が強く、スポーツ利用者に支障をきたすことがあります。また、周辺への砂塵・騒音等に関する苦情が寄せられています。</p>	
面積	36,687 m ² (地区公園)	
有料施設	<p>利用対象施設 運動広場</p> <p>面数 1面</p> <p>現行の利用料金 2時間2,600円</p> <p>対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー</p> <p>開場期間 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール (3月第3土曜日～11月末日) ※毎週木曜日はサッカー(少年サッカー含む)のみの利用となります。</p> <p>休場日 サッカー、少年サッカー(12月1日～2月末日)※1 年末年始期間(12/29～1/3)、毎月第1・第3・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</p> <p>利用対象施設 庭球場</p> <p>面数 5面</p> <p>現行の利用料金 1時間1,100円</p> <p>開場期間 通年※2</p> <p>休場日 年末年始期間(12/29～1/3) 毎月第3月曜日(休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>	
	庭球場(5面)、運動広場、多目的広場、レストハウスほか	
電気設備等	<p>1 空調設備</p> <p>(1) 事務室(ガスヒートポンプ 冷房能力 9.0kw、暖房能力 11.8kw)</p> <p>(2) レストコーナー(ガスヒートポンプ 冷房能力 9.0kw、暖房能力 11.8kw)</p> <p>(3) レストコーナー(ガスヒートポンプ 冷房能力 14.0kw、暖房能力 18.0kw)</p>	

	2 園内灯設備 (1) H537 (200W) 11基 3 放送設備 (1) パワーアンプ 1台 (2) プリアンプ 1台 (3) スピーカセレクタ 1台 (4) インプットパネル 1台 (5) スピーカ 2台 4 時計設備 (1) 公園時計 1基 (庭球場前)
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1

5月16日～8月15日 (5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日を除く)	9:00～19:00
5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～19:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～2月末日 (第2・第4月曜日を除く)	9:00～17:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～2月末日の第2・第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

※2

5月16日～8月15日 (5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日を除く)	9:00～19:00
5月第5月曜日、6月～7月の第1・第5月曜日、8月の第1月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～19:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日 (第1・第5月曜日を除く)	9:00～17:00
1月4日～5月15日、8月16日～12月28日の第1・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～17:00

2 機械・電気設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	備 考
点検	空調設備	管理棟	点検清掃	年4回
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
			ランプ交換	点検時
	放送設備	アンプ・スピーカー	点検清掃	外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	点検清掃	外観点検・動作確認等
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時

				水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、北部公園緑地事務所の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、北部公園緑地事務所に提出してください。北部公園緑地事務所のホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため北部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、北部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は北部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(7) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとします。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(8) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず北部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(9) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には北部公園緑

地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(10) 飛行場外離着陸場について

横浜市より飛行場外離着陸場として指定されており、災害時のヘリコプターの離着陸場として、自衛隊や他都市からの応援航空部隊が使用することや、緊急患者の搬送や緊急物資の輸送が行われる場合があります。横浜市防災計画及び都筑区防災計画に基づき、都筑区の指示に従って対応をしてください。

(11) 上部施設の管理運営について

横浜市水道局と横浜市環境創造局が「港北配水池上部施設及び港北調整池上部施設の管理運営に関する協定」を締結しており、管理運営に際しては、この協定を遵守してください。

(12) 上記協定が禁止する事項は下記になります。

ア 薬品、農薬、除草剤、肥料、化学製品等の使用

イ 客土施行（横浜市水道局と神奈川県内広域水道企業団の許可を得たグラウンド及び芝生の維持・管理に伴う客土は除く）

ウ 動物を携行しての入園

エ 車両の乗り入れ、指定された場所以外の駐車（横浜市水道局と神奈川県内広域水道企業団の許可を得た維持管理車両・緊急車両は除く）

オ その他、配水池及び調整池の上部で使用するにあたり安全衛生上の疑義が生じること

(13) 公園の利用時間についても午前9時から午後5時までとします。（5月16日から8月15日までの期間は午前9時から午後7時まで）

(14) 電気設備の管理について

屋外電気設備（園内11灯・分電盤1面・蛍光灯14面、時計3面等）の巡視点検（年1回）及び公募要項に規定されている額の修繕（ランプ・安定器交換など）について、指定管理者にて実施するものとします。

なお、巡視点検の結果については、毎年7月末までに、所定の様式にて、環境創造局公園緑地整備課公園緑地設備担当に提出してください。

(15) 多目的広場の取扱について

公園内に所在する多目的広場は、地元管理運営委員会が利用調整及び日常的な清掃・除草等を行っています。指定管理区域に範囲が含まれていますが、管理運営委員会と管理運営についての協議を事前に必ず行い、管理運営委員会の業務と指定管理者との業務分担を図り、書面での管理運営の取り決めを実施してください。

(16) 点検報告書は、点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

(17) 園内灯巡視点検報告書は、電子データで毎年6月末までに提出してください。

4 課題等（様式24記載事項）

(1) 公園周辺の路上駐車について、対策が必要となっています。応募団体の創意工夫に基づいて対策の提案をしてください。

(2) 公園周辺には住宅地が広がり、港北配水池上の公園という特性があり、公園の利用方法を含め近隣住民の理解や連携が不可欠となっています。連携や協働の取組について、応募団体の創意工夫に基づく提案をしてください。

(3) 水道局港北配水池上という立地条件から、事業実施において(12)に列記した制約が存在していますが、そのことを考慮した応募団体独自に考える公園の魅力向上に資する創意工夫の取組を提案してください。

(4) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書にどのような施設を設置し、どのような効果

が見込まれ、いつ設置するか等を記載してください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。

(5) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。